

令和 9 年度において展示即売店の設置及び
経営を希望する業者

募 集 要 領

令和 8 年 1 0 月 7 日
衛 生 学 校

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊三宿駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営を希望する業者を次に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく、全て自社等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者。
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置施設の所在地及び名称

所在地：東京都世田谷区池尻1－2－24

名 称：陸上自衛隊三宿駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種

物品販売（ただし、酒類及び魚介類等の生鮮食品は除く。）

(3) 設置場所

厚生センター展示即売会場（厚生センター内 正面出入口付近）
別添「令和9年度展示即売店設置予定場所」

(4) 使用許可期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間において、北関東防衛局長が許可した期間とし、1業者当たり年間通算30日を限度とする。また、設置及び撤去等に要する期間も使用許可期間に含まれるものとする。

(5) 営業時間

前号に定める許可を受けた日の10時から17時までの間で業者の希望する時間とする。

(6) 国有財産使用料

国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条の規定に基づき有償とし、北関東防衛局長が算定する。

(7) その他

仕様書のとおり。

5 公募内容の説明

募集要領及び仕様書の配布時に、業者へ公募内容の説明及び質疑応答を実施する。

(1) 配布期間及び時間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月21日（水）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）

9時から16時まで（11時から12時を除く。）

(2) 場 所

陸上自衛隊三宿駐屯地厚生センター内
衛生学校総務部総務課厚生班事務室

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出された書類の返却はしない。また、書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず失格とする。

ア 申請書（様式第 1） 1 部

イ 企画提案書（様式第 2） 1 部

次に掲げる事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

(ア) 主な販売予定商品・販売価格表（様式第 3）

(イ) 主な販売予定商品のカタログ

(ウ) その他企画提案書の具体的資料等（様式任意）

ウ 業務実施希望表（様式第 4） 1 部

エ その他関係書類 各 1 部

本公募の参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる書類も併せて提出すること。

(ア) 業務確約書（様式第 5）

(イ) 誓約書（様式第 6）

(ウ) 役員名簿（様式第 7）

(エ) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

(オ) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

(カ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その 3 の 2、法人：その 3 の 3）

(キ) 印鑑証明書

(ク) 都道府県知事が発行した営業許可証（書）の写し

(ケ) 会社概要（様式任意、パンフレット可）

注：全省庁統一資格を有する者に限り、「資格審査結果通知書全省庁統一資格）」の写しを(エ)(オ)(カ)に定める書類に代えることができる。

オ 提出書類は、日本工業規格 A 4 版左上ホッチキス綴じとし、A 4 版より大きな用紙が必要な場合には A 3 版を用いて綴じること。

なお、これにより難しい場合及びパンフレット等の冊子を参考に貼付する場合にあつては、この限りではない。

カ 提出先

〒154-8566

東京都世田谷区池尻 1-2-24

陸上自衛隊三宿駐屯地内

衛生学校総務部総務課厚生班（担当：佐藤、山崎）

電話 03-3411-0151（内線 2257、2859）

キ 提出期限

令和 8 年 11 月 5 日（木）17 時まで

郵送する場合は、提出期限日時までに当駐屯地必着とする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料等を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の企画提案書等の変更（修正、差し替え、削除及び追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上業者を決定する。

出店日等については、展示即売店実施可能業者と協議し決定する。

8 業者決定日（予定）

令和8年11月中旬 電話または書面にて通知する。

9 業者決定後の提出書類

決定業者は、次の提出書類を提出先に期限まで提出すること。

(1) 提出書類

- ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）
- イ その他申請に必要な書類

(2) 提出先

〒154-8566

東京都世田谷区池尻1-2-24

陸上自衛隊三宿駐屯地内

衛生学校総務部総務課厚生班（担当：佐藤、山崎）

電話 03-3411-0151（内線2257、2859）

(3) 提出期限

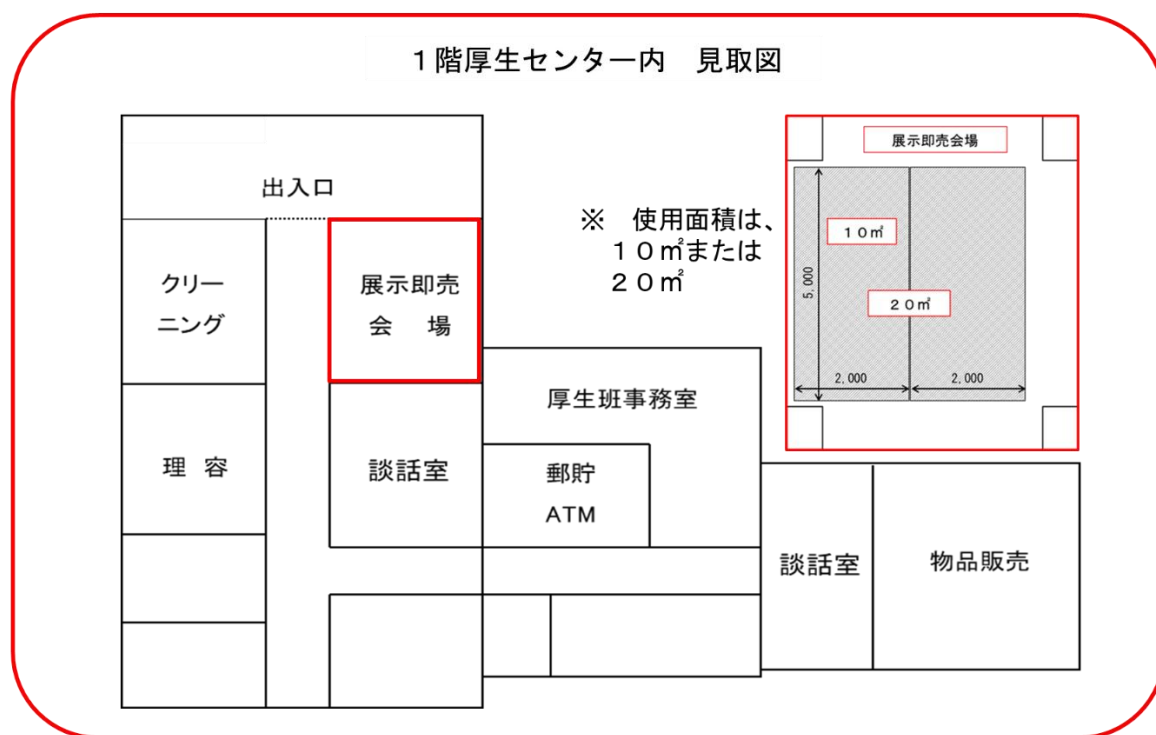
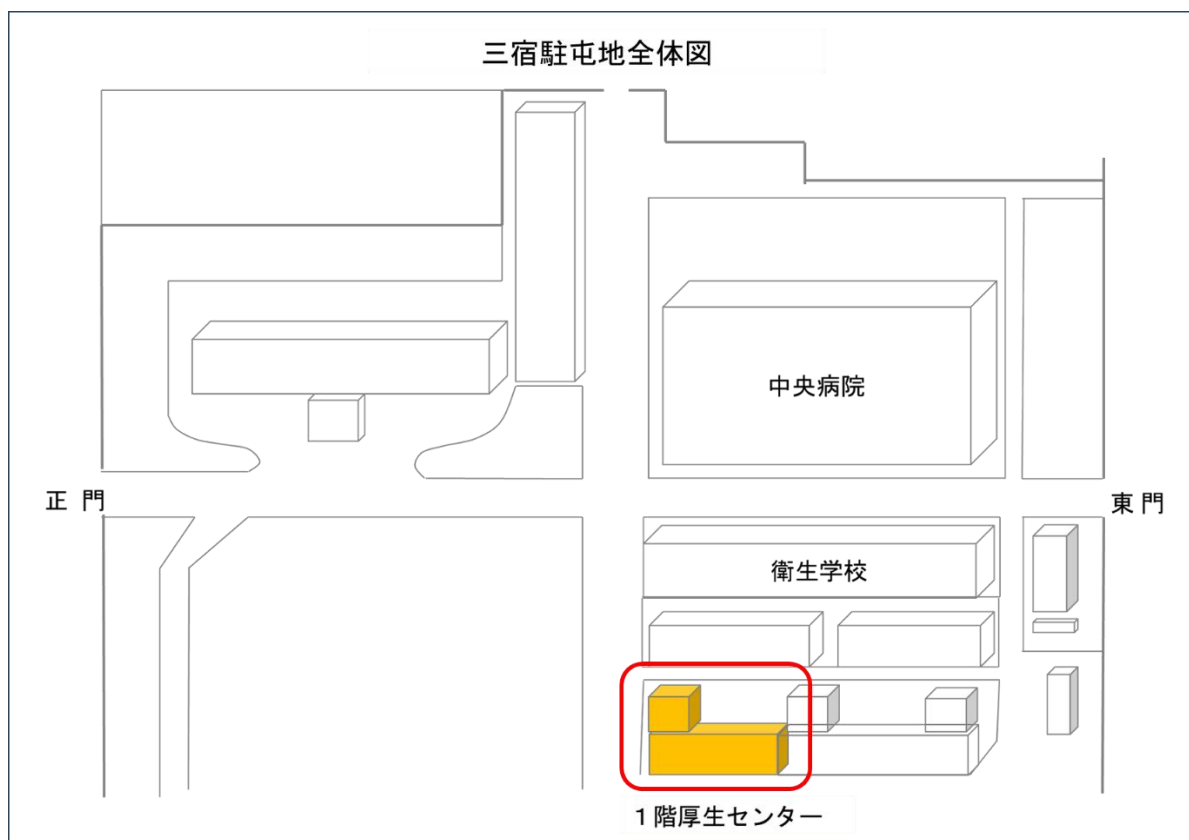
令和8年11月27日（金）17時まで

郵送する場合は、提出期限日時までに当駐屯地必着とする。

10 その他

- (1) 出店要望日に添うことができない場合がある。
- (2) 官の事情により実施日に制限事項がある。
- (3) この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊衛生学校総務部総務課厚生班担当者の指示によるものとする。

令和9年度展示即売店設置予定場所



申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
衛 生 学 校 長 殿

本社（店）所在地

(ふりがな)

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____ ⑩

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

連 絡 先：

F A X：

陸上自衛隊三宿駐屯地において、展示即売店の設置及び経営の業務を行うことについて、下記のとおり希望するので申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

主な販売商品

※ 申請印は、印鑑登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

会社名

1 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 3）

2 商品提供のアピールポイント等

3 従業員管理（身元管理、健康管理等）

4 衛生管理方法（食品類を販売する業者のみ記載）

5 クレーム・トラブルが発生した場合の対処方法

6 主な取引先

業 務 実 施 希 望 表

(令和 9 年度)

会社名

	業務実施希望日						備考
	日	曜	日	曜	日	曜	
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							
8 月							
9 月							
1 0 月							
1 1 月							
1 2 月							
1 月							
2 月							
3 月							

※ 業務実施日は年間 3 0 日（土日、祝日を除く）を限度とします。

なお、駐屯地の行事等により希望に添えない場合があります。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

衛 生 学 校 長 殿

陸上自衛隊三宿駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること、また、仕様書に記載する事項を遵守することを確約します。

本社（店）所在地

(ふりがな)

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____ (印)

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話 番 号

F A X

※ 確約印は、印鑑登録印を使用して下さい。

誓 約 書

(本社(店)の称号又は名称)

☐ 私

☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け(使用許可)を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。

また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更あった場合は、速やかに「役員名簿」により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合に、速やかにその内容を、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活に脅威を与える者

令和 年 月 日

陸上自衛隊

衛 生 学 校 長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

注：印鑑については、登録印を使用すること。

令和 年 月 日

[illegible]